

九都県市首脳会議では

「屋外広告物の安全管理の強化」

に取り組んでいます！



第72回九都県市首脳会議の出席者

屋外広告物の安全管理の強化に取り組む九都県市の首脳

埼玉県知事・千葉県知事・東京都知事・神奈川県知事・横浜市長・川崎市長
千葉市長・さいたま市長・相模原市長

※「九都県市首脳会議」は、九都県市の知事及び市長が、共有する膨大な地域活力を生かして、
共同して広域的課題に積極的に取り組むことを目的としています。

九都県市屋外広告物の安全管理の強化に向けた 検討会 事務局（取組・制度について）

問い合わせ先：埼玉県都市整備部田園都市づくり課

電話 048-830-5528

看板は事業所の顔！

安全点検していますか？

どんなに頑丈に作った看板でも、時間とともに劣化していきます。劣化したまま放置し続けると、落下事故等を起こす危険も・・・。

この機会に安全点検をしてみましょう！

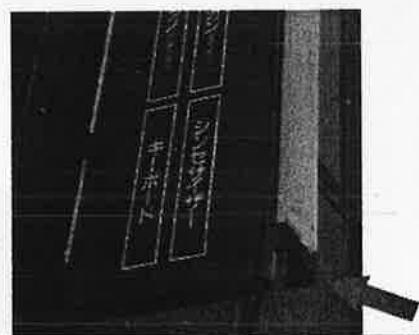
日ごろのチェックも必要ですが、目安として設置後10年以上経過した看板は、専門家の点検を受けるようにしましょう。 ※年数を問わず専門家の点検を義務付けている自治体もあります。



腐食して穴が開いています☹



広告板が割られています☹



表示板が抜け落ちるかも☹

見た目は大丈夫そうでも・・・

一見して、何も問題が無いように見える看板でも、接合部等が劣化して、強風・地震などで落下や倒壊してしまう可能性があります。

もし、落下や倒壊事故がおけると・・・

管理者責任が問われます。

特に人的被害がおけると賠償責任だけでなく、企業等のイメージダウンになります。



管理する者は誰？

「広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者」が管理を行います。

具体的には、「当該広告物等(看板)」を

①占有する者(使用権原を有する者)

②所有する者

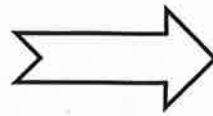
③管理する者(所有者又は占有者から管理委託を受けた者)

は、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければなりません。

具体的にはどうすればいいの？

まずは、「目視でセルフ点検」をしましょう！

屋外広告物適正化推進委員会が作成した
「オーナーさんのための看板の
安全管理ガイドブック」



オーナーさんのための
看板の安全管理
ガイドブック



<https://www.mlit.go.jp/common/001106308.pdf>

又は裏面に点検項目があります。

そこで、サビや破損が見つかったら・・・

設置した業者又は専門知識を有する屋外広告業者等へ相談しましょう。
また、見た目は大丈夫そうでも接合部の劣化が進んでいる可能性も
あります。

屋外広告業は登録制です！

屋外広告業登録業者一覧（埼玉・千葉・東京・神奈川）

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1104/okugai-top/documents/gyouitiran.pdf>

点検をしたら更にもう一歩・・・

点検したことに満足してはいませんか？

安全管理とは、「補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な
状態に保持すること」です。点検した内容を認識して、必要があれば
補修し、不要であれば除却することが重要です。

また、この後も継続して安全管理に取り組んでいくことが必要です。

屋外広告物の表示や掲出物件の設置は原則許可制です！

屋外広告物の許可に係る案内先一覧（埼玉・千葉・東京・神奈川）

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1104/okugai-top/documents/kisei.pdf>

みんなが安全、自分も安心！

良好な景観形成と公衆に対する危害の防止に協力を御願います！

まずはこれで
点検してみましょう

看板のセルフ点検表

(目視点検)

No.	セルフチェック項目	対象の看板	チェック
01	支柱の根元からサビが出ていませんか	ポール看板 野立看板 など	<input type="checkbox"/>
02	看板が傾いていませんか	ポール看板 野立看板 など	<input type="checkbox"/>
03	ブラケット部(看板の支持具)よりサビが出ていませんか	袖看板 (突出し広告)	<input type="checkbox"/>
04	看板は壁から垂直についていますか	袖看板 (突出し広告)	<input type="checkbox"/>
05	アクリル板にひびが入っていませんか	共通	<input type="checkbox"/>
06	アクリル板が外れそうではありませんか	共通	<input type="checkbox"/>
07	パネル(表示面)ががたついていませんか	野立看板 壁面看板	<input type="checkbox"/>
08	照明の不点灯などはありますか	共通	<input type="checkbox"/>
09	照明器具は傾いたり、外れかけていませんか	外照式看板	<input type="checkbox"/>
10	看板部材が欠落していませんか	共通	<input type="checkbox"/>

危ないと思ったら、まず最初に立入禁止とするなど**安全処置**を行うことが重要です。
次に専門業者に連絡しましょう。

「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」P15 参照

03の事例



05の事例

九都県市の屋外広告物条例 問い合わせ先

埼玉県	都市整備部 田園都市づくり課	048-830-5528
千葉県	県土整備部 都市整備局 公園緑地課	043-223-3279
東京都	都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課	03-5388-3335
神奈川県	県土整備局 都市部 都市整備課	045-210-6209
横浜市	都市整備局 地域まちづくり部 景観調整課	045-671-2648
川崎市	建設緑政局 道路管理部 路政課	044-200-2814
千葉市	都市局 都市部 都市計画課 都市景観デザイン室	043 245 5307
さいたま市	都市局 都市計画部 都市計画課	048-829-1409
相模原市	都市建設局 まちづくり計画部 建築・住まい政策課	042-769-9252